

あま市学校給食センター運営検証委員会要綱

(設置)

第1条 あま市学校給食センターの運営実態を検証するに当たり、広く意見を聴取するため、あま市学校給食センター運営検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) あま市学校給食センターの調理・配送等業務に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者の代表
- (3) 市職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、この要綱の施行の日から教育委員会が意見の聴取を完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校給食センター課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。